

兵庫県公報

令和5年8月25日 金曜日 第442号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 指定納付受託者の指定（財政課）	1
○ 県営土地改良事業の緊急防災工事計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	1
○ 道路の位置指定（淡路県民局）	2
○ 同 上（同）	2
公 告	
○ 令和5年度近畿圏都市交通体系調査業務に係る企画提案競技（公募型プロポーザル方式）の実施（都市計画課）	2
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（同）	3
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	4
公安委員会告示	
○ 警備員指導教育責任者講習の実施	5

告 示

兵庫県告示第877号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和5年8月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 指定納付受託者の名称及び所在地
株式会社 J A L U X
東京都港区港南1-2-70 品川シーズンテラス12階
- 指定をした日
令和5年8月7日



兵庫県告示第878号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、緊急防災工事計画を令和5年8月9日に定めたので、緊急防災工事計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和5年8月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	一日市地区	令和5年8月25日から 同年9月14日まで	豊岡市役所

兵庫県告示第880号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和5年8月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R05淡路位置 0001号	5.8.10	淡路市大谷字濱1194番4、1195番、1196番 2の各一部、1195番地先里道 同 市大谷字大谷1214番、1214番1、1215 番、2097番の各一部	6.0	52.90

兵庫県告示第879号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和5年8月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R04淡路位置 0008号	5.8.14	洲本市上加茂字二反田232番1、232番2の 各一部	6.00	74.24

公 告

令和5年度近畿圏都市交通体系調査業務に係る企画提案競技（公募型プロポーザル方式）の実施

令和5年度近畿圏都市交通体系調査業務について企画提案競技（公募型プロポーザル方式）を実施するので公告する。

令和5年8月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 業務概要

(1) 業務名

令和5年度近畿圏都市交通体系調査業務

(2) 業務内容

別途配布する特記仕様書に基づく令和5年度近畿圏都市交通体系調査業務一式

(3) 提案上限額

10,674,400円（消費税及び地方消費税を含む。）

(4) 業務期間

令和6年3月25日まで

2 参加資格

応募者は、別途配布する応募要領で定める参加資格を有すること。

3 参加手続き

(1) 事務局

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県まちづくり部都市計画課 施設班 担当 土山

電話 (078) 362-4307 (直通) F A X (078) 362-4453

(2) 応募要領及び特記仕様書の配布

ア 配布期間

令和5年8月25日(金)から同年9月4日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)
午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 配布場所

上記(1)に同じ。
上記のほか、兵庫県のホームページで応募要領及び特記仕様書を公表する。
(ホームページURL:https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks21/persontrip/r5_persontrip_proposal.html)

(3) 参加資格審査申請書類の提出

ア 提出期間

令和5年8月25日(金)から同年9月4日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)
午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 提出場所

上記(1)に同じ。

(4) 応募図書の提出

ア 提出期間

令和5年9月12日(火)から同月27日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
(応募図書は上記(3)により、参加資格が認められた者のみ提出することができる。)

イ 提出場所

上記(1)に同じ。

(5) その他

詳細は応募要領による。



大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和5年8月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ドラッグコスモス広畑夢前店
所在地 姫路市広畑区夢前町一丁目2番6 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号	横山英昭

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号	横山英昭

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和6年4月10日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,396平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数(位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。)

55台

- (2) 駐輪場の位置及び収容台数（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）
20台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）
32平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）
13.5立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前9時から午後9時45分まで
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）
出入口1箇所、出口1箇所、入口1箇所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
令和5年8月9日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県まちづくり部都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課
 - (2) 縦覧期間
令和5年8月25日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
令和5年12月25日
 - (2) 提出先
兵庫県まちづくり部都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和5年8月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 赤穂ショッピングシティ
 - 所在地 赤穂市中広2
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
東洋紡不動産株式会社	大阪市中央区久太郎町二丁目4番27号	白井正勝
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	井出武美
- 3 変更事項

大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

 - (1) 変更前

名称	住所	代表者の氏名
東洋紡不動産株式会社	大阪市中央区久太郎町二丁目4番27号	渡邊賢

イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	井出 武美
(2) 変更後		
名称	住所	代表者の氏名
東洋紡不動産株式会社	大阪市中央区久太郎町二丁目4番27号	白井 正勝
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	井出 武美
4 変更年月日	令和5年6月29日	
5 届出年月日	令和5年8月3日	
6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間		
(1) 縦覧場所	兵庫県まちづくり部都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課	
(2) 縦覧期間	令和5年8月25日から4月間	
7 意見書の提出期限及び提出先		
(1) 提出期限	令和5年12月25日	
(2) 提出先	兵庫県まちづくり部都市計画課 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号	

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第238号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）の実施について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和5年8月25日

兵庫県公安委員会
委員長 澤田 隆

- 1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等
 - (1) 警備業務の区分
法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「運搬警備業務」という。）
 - (2) 実施期日
 - ア 新規取得講習
令和5年9月27日（水）から同年10月4日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の6日間
 - イ 追加取得講習
令和5年10月2日（月）から同月4日（水）までの3日間
 - (3) 実施場所
神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター
 - (4) 修了考査の実施
新規取得講習及び追加取得講習ともに、令和5年10月4日（水）に修了考査（新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分）を実施する。
- 2 受講定員
新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で30人とする。
- 3 受講対象者
受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 新規取得講習
受講申込日において、次のいずれかに該当する者

- ア 最近5年間に運搬警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（運搬警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（運搬警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上運搬警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（運搬警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（運搬警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上運搬警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（運搬警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者で、次のいずれかに該当するもの

- ア 最近5年間に運搬警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者
- ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上運搬警備業務に従事しているもの
- エ 旧1級検定に係る合格証の交付を受けている者
- オ 旧2級検定に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上運搬警備業務に従事しているもの

4 受講希望の申出の受付期間等

(1) 受付期間

取得講習及び追加取得講習ともに令和5年8月29日（火）から同月31日（木）までの間（午前10時から午後5時まで）

(2) 受付先

兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）の警備業担当係において電話で受け付ける。

(3) 受講者の決定等

ア 受講希望の申出の受付期間の終了後、受講希望者の数が受講定員を超えなかった場合は、その全員を受講者とする。

なお、受講希望者の数が受講定員を超えた場合は、抽選により受講者を決定する。

イ 受講者に決定した者に対しては受講者に決定した旨、受講申込方法等を、抽選で選ばれなかった者に対してはその旨を通知する。

5 受講申込みの受付期間等

(1) 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに令和5年9月6日（水）から同月12日（火）までの間（土曜日及び日曜日を除く午前10時から午後5時まで）

(2) 受付先

受講希望の申出をした警察署の生活安全課の警備業担当係において受け付ける。

(3) 申込手続に必要な書類等

ア 新規取得講習を受講しようとする者

(イ) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（以下「申込書」という。）1通

(ロ) 次に掲げるいずれかの書面

a 3の(1)のアに該当する者については、運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

b 3の(1)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

- c 3の(1)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
 - d 3の(1)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し
 - e 3の(1)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
- イ 追加取得講習を受講しようとする者
- (7) 申込書1通
 - (4) 指導教育責任者資格者証等の写し
 - (7) 次に掲げるいずれかの書面
 - a 3の(2)のアに該当する者については、運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書
 - b 3の(2)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し
 - c 3の(2)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
 - d 3の(2)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し
 - e 3の(2)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
- (4) 申込書の配布
申込書は、兵庫県警察ホームページからダウンロードできるほか、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び一般社団法人兵庫県警備業協会において配布している。
- 6 手数料
新規取得講習は38,000円、追加取得講習は14,000円相当額の兵庫県収入証紙又はその金額の電子納付サービスにより得られた納付情報により納付すること。
- 7 受講日の携行品
筆記用具及び参考書（警備業法令集等）
- 8 その他
- (1) 受講者に決定した旨の通知を受けた者以外の者は、受講申込みをすることはできない。
 - (2) 受講希望の申出及び受講申込みは、原則として受講しようとする者本人が行うものとする。
 - (3) 郵送による受講申込みは、受け付けない。
 - (4) 受講者は、自己の本籍及び氏名を住民票等により確認し、申込書の記載に誤りがないようにすること。
 - (5) 受講申込みの受付時に、警備業務経験通算年月について確認を行う。
- 9 講習委託先
神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階
一般社団法人兵庫県警備業協会
- 10 問合せ先
- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
 - (2) 兵庫県警察本部生活安全部保安課
電話 (078) 341-7441 内線3424
 - (3) 一般社団法人兵庫県警備業協会
電話 (078) 252-0166